

令和八年三月九日（月曜日）午前十時五十六分 開議

議事日程第六号

令和八年三月九日（月曜日）午前十時開議

- 第一 予算特別委員会の報告について
- 第二 議第二十九号 令和八年度山形県一般会計予算
- 第三 議第三十号 令和八年度山形県公債管理特別会計予算
- 第四 議第三十一号 令和八年度山形県市町村振興資金特別会計予算
- 第五 議第三十二号 令和八年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第六 議第三十三号 令和八年度山形県国民健康保険特別会計予算
- 第七 議第三十四号 令和八年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 第八 議第三十五号 令和八年度山形県土地取得事業特別会計予算
- 第九 議第三十六号 令和八年度山形県農業改良資金特別会計予算
- 第十 議第三十七号 令和八年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 第十一 議第三十八号 令和八年度山形県林業改善資金特別会計予算
- 第十二 議第三十九号 令和八年度山形県港湾整備事業特別会計予算
- 第十三 議第四十号 令和八年度山形県流域下水道事業会計予算
- 第十四 議第四十一号 令和八年度山形県電気事業会計予算
- 第十五 議第四十二号 令和八年度山形県工業用水道事業会計予算
- 第十六 議第四十三号 令和八年度山形県公営企業資産運用事業会計予算
- 第十七 議第四十四号 令和八年度山形県水道用水供給事業会計予算
- 第十八 議第四十五号 令和八年度山形県病院事業会計予算
- 第十九 議第四十六号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十 議第四十七号 山形県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十一 議第四十八号 山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十二 議第四十九号 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十三 議第五十号 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十四 議第五十一号 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十五 議第五十二号 山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十六 議第五十三号 山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十七 議第五十四号 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十八 議第五十五号 山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十九 議第五十六号 山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十 議第五十七号 山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十一 議第五十八号 山形県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十二 議第五十九号 山形県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十三 議第六十号 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十四 議第六十一号 山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十五 議第六十二号 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十六 議第六十三号 山形県公営企業の設定等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十七 議第六十四号 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について
- 第三十八 議第六十五号 包括外部監査契約の締結について
- 第三十九 請願

本日の会議に付した事件  
議事日程第六号に同じ。

出席議員(四十三名)

一	番	石川	涉	議員
二	番	佐藤	寿	議員
三	番	齋藤	俊一郎	議員
四	番	橋本	彩子	議員
五	番	松井	愛	議員
六	番	石川	正志	議員
七	番	小松	正和	議員
八	番	阿部	恭平	議員
九	番	鈴木	学	議員
十	番	伊藤	香織	議員
十一	番	関	徹	議員
十二	番	江口	暢子	議員
十三	番	阿部	ひとみ	議員
十四	番	梅津	庸成	議員
十五	番	石塚	慶	議員
十六	番	高橋	弓嗣	議員
十七	番	佐藤	文一	議員
十八	番	相田	日出夫	議員
十九	番	佐藤	正胤	議員
二十	番	相田	光照	議員
二十一	番	遠藤	和典	議員
二十二	番	菊池	文昭	議員
二十三	番	今野	美奈子	議員
二十四	番	高橋	淳	議員
二十五	番	青木	彰榮	議員
二十六	番	梶原	宗明	議員
二十七	番	五十嵐	智洋	議員
二十八	番	能登	淳一	議員
二十九	番	柴田	正人	議員
三十	番	渋間	佳寿美	議員
三十一	番	矢吹	栄修	議員
三十二	番	小松	伸也	議員
三十三	番	吉村	和武	議員
三十四	番	高橋	啓介	議員
三十五	番	木村	忠三	議員
三十六	番	加賀	正和	議員
三十七	番	森谷	仙一郎	議員
三十八	番	榎津	博士	議員
三十九	番	奥山	誠治	議員
四十	番	伊藤	重成	議員
四十一	番	船山	現人	議員
四十二	番	田澤	伸一	議員
四十三	番	森田	廣	議員

説明のため出席した者

知事	吉村	美栄子	君
副知事	高橋	徹	君
副知事	折原	英人	君

企業管理者	松澤勝志君
病院事業管理者	阿彦忠之君
総務部長	小中章雄君
みらい企画創造部長	會田淳士君
防災くらし安心部長	庄司雅人君
環境エネルギー部長	沖本佳祐君
しあわせ子育て応援部長	齋藤恵美子君
健康福祉部長	酒井雅彦君
産業労働部長	奥山敦君
観光文化スポーツ部長	黒田あゆ美君
農林水産部長	高橋和博君
県土整備部長	永尾慎一郎君
会計管理者	柴崎渉君
財政課長	安孫子幸一君
教育長	須貝英彦君
公安委員会委員長	柴田曜子君
警察本部長	水庭誠一郎君
代表監査委員	柴田優君
人事委員会委員長	安孫子俊彦君
人事委員会事務局長	工藤明子君
労働委員会事務局長	鈴木和枝君

午前 十時 五十六分 開 議

○議長（田澤伸一議員） これより本日の会議を開きます。

#### 日程第一予算特別委員会の報告について

○議長（田澤伸一議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一予算特別委員会の報告を行います。

予算特別委員会における審査の経過について、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長能登淳一議員。

○予算特別委員長（能登淳一議員） 予算特別委員会における審査の経過について御報告申し上げます。

本委員会は、県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行うため、三月四日から六日までの三日間にわたり開催されました。

審査に当たりましては、吉村知事をはじめ執行部の出席を求め、計八名の委員により県政の幅広い分野にわたり質疑・質問や新たな施策展開に向けた提言などを行ったのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「本県の人口が百万人を下回る中、県民が夢と希望を持って住み続けることができるよう、あらゆる手段を講じて人口減少対策に取り組むべきと考えるがどうか」「西村山新病院については、地域における子育てしやすい環境づくり、里帰り出産を契機とした移住や孫ターンの推進につながる可能性も考慮し、分娩機能や小児救急を設けるべきと考えるがどうか」「県立高校の魅力向上に向けて、各校の教育課程における科目開設の狙いを明確にし、将来に役立つものにする必要があると考えるがどうか」「令和八年度当初予算案に計上された酒田工業用水道における塩水遡上の緊急対策の内容及び抜本対策の検討状況について」「令和八年度における外航クルーズ船の酒田港への寄港予定について。また、外航クルーズ船の寄港を本県の観光振興や物産振興につなげていくための関係市町や観光団体等との連携体制について」「東北公益文科大学の機能強化を目的とした国際学部設置の狙いと養成を目指す人材像などについて」「新県立博物館と新スポーツ施設の建設予定地を旧県立中央病院跡地である県民ふれあい広場を含むエリアとした経緯及び両施設を同一敷地に整備する狙いについて」「『文翔館周辺エリアウォーク基本構想』において目指す都市空間の姿と今後の取組について」「令和九年の本格デビューを予定している水稻新品種『ゆきまんてん』の特性や導入メリットが生産者に十分理解されていないと考えるが、周知及び普及に向けた対応について」「鳥獣被害防止対策として市町村と連携して設置を目指す中間支援組織の検討状況について。また、専門人材の確保や現場への即応体制の構築等に当たっては、広島県などの先行事例も参考に検討す

べきと考えるがどうか」「無形民俗文化財の保護・継承に向けた補助制度等の支援の拡充について」「令和八年四月に開校する県立新庄志誠館高校における教育活動の特色及び新校舎整備に向けた準備状況等について」「やまがたフルーツ百五十周年の取組の成果について。また、取組の成果も踏まえ、本県の象徴であるサクランボのさらなる生産振興に向けた産地戦略を示すべきと考えるがどうか」「本県のシンボルでありブランディングの柱でもあるサクランボの今後の生産振興に向けた知事の思いについて」「大規模災害時における受援体制の強化に向けて、空路及び陸路のダブルアクセスが可能な山形空港の機能を生かした広域防災拠点を整備すべきと考えるがどうか」「令和八年度当初予算案の人件費が前年度と比較して大幅に増加したことに係る知事の所見について」「会計年度任用職員の処遇改善等、若年女性の県内定着に資する取組に係る知事の考えについて」「老朽化が著しい青少年教育施設については、廃止、再編統合や民間委託を含め早急に対応を検討すべきと考えるがどうか。また、学校現場における教員の欠員状況を踏まえ、青少年教育施設に勤務する教員の活用を検討すべきと考えるがどうか」「特殊詐欺が社会の大きな脅威となる中、県警察の重点取組及び中長期的取組について。また、県警察と連携した知事部局の取組状況及び県民運動など県民と協力した取組に対する知事の所見について」「県内唯一のスポーツ科設置校である県立山形中央高校における体育館等のスポーツ施設の改修整備について」「本県スポーツを支える各競技団体が抱える財政難やマンパワー不足などの課題に対し、県としてさらなる支援が必要と考えるがどうか」「モンテディオ山形による新スタジアム建設に対する県の支援に係る知事の考えについて」「米国ハワイ州へのつや姫輸出プロモーション十周年を踏まえた今後の輸出拡大の取組について。また、つや姫がつかないハワイ州との友好関係の強化に向けた知事の考えについて」「インドやモンゴルなどの高度人材誘致の方向性について」などであります。

以上、本委員会における審査の経過についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 予算特別委員長の報告は終わりました。

日程第二議第二十九号議案から日程第三十八議第六十五号議案まで  
(各常任委員会付託)

○議長（田澤伸一議員） 次に、日程第二議第二十九号令和八年度山形県一般会計予算から、日程第三十八議第六十五号包括外部監査契約の締結についてまでの三十七案件を一括議題に供します。

これら三十七案件は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

[参 照]

常 任 委 員 会 付 託 表

(令和8年2月定例会)

委員会名	件 名
総 務	<p>議第 29 号 令和8年度山形県一般会計予算中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳入全部、歳出 第1款議会費、第2款総務費ただし第2項の一部を除く、第3款民生費第4項、第4款衛生費第1項の一部及び第2項の一部、第6款農林水産業費第1項の一部、第7款商工費第2項の一部、第9款警察費第1項の一部、第10款教育費第1項の一部及び第6項の一部、第12款公債費、第13款諸支出金ただし第2項を除く、第14款予備費</p> <p>2 第2条第2表 債務負担行為中 給与等システム改修業務委託契約から山形県消防学校温水機更新工事請負契約まで及び山形県財務会計システム改修業務委託契約</p> <p>3 第3条第3表 地方債</p> <p>4 第4条 一時借入金</p> <p>5 第5条 歳出予算の流用</p> <p>議第 30 号 令和8年度山形県公債管理特別会計予算</p> <p>議第 31 号 令和8年度山形県市町村振興資金特別会計予算</p> <p>議第 47 号 山形県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第 48 号 山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第 49 号 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第 50 号 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第 65 号 包括外部監査契約の締結について</p>
文教公安	<p>議第 29 号 令和8年度山形県一般会計予算中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第9款警察費ただし第1項の一部を除く、第10款教育費ただし第1項の一部、第6項、第7項の一部及び第8項の一部を除く</p> <p>2 第2条第2表 債務負担行為中 県立高等学校特別教室空調設備賃貸借契約から自動車保管場所証明電子化システム機器賃貸借及び保守サービス契約まで</p> <p>議第 61 号 山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第 62 号 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第 64 号 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について</p>
厚生環境	<p>議第 29 号 令和8年度山形県一般会計予算中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第3款民生費ただし第4項を除く、第4款衛生費ただし第1項の一部及び第2項の一部を除く、第6款農林水産業費第4項の一部、第10款教育費第1項の一部及び第6項の一部、第13款諸支出金第2項</p> <p>2 第2条第2表 債務負担行為中 西村山地域新病院開院支援業務委託契約及び山形県立最上学園冷温水発生機更新工事請負契約</p> <p>議第 32 号 令和8年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算</p> <p>議第 33 号 令和8年度山形県国民健康保険特別会計予算</p> <p>議第 45 号 令和8年度山形県病院事業会計予算</p> <p>議第 46 号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について中</p> <p>第2条第1項第205号から第206号の2まで及び附則中施行期日の該当部分</p> <p>議第 51 号 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第 52 号 山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第 53 号 山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について</p>

農林水産	<p>議第 29 号 令和 8 年度山形県一般会計予算中  1 第 1 条第 1 表 歳入歳出予算中 歳出 第 6 款農林水産業費ただし第 1 項の一部及び第 4 項の一部を除く、第 10 款教育費第 6 項の一部、第 11 款災害復旧費第 1 項及び第 2 項の一部  2 第 2 条第 2 表 債務負担行為中 農業近代化資金利子補給から森林整備活性化資金利子補給まで</p> <p>議第 36 号 令和 8 年度山形県農業改良資金特別会計予算  議第 37 号 令和 8 年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算  議第 38 号 令和 8 年度山形県林業改善資金特別会計予算  議第 46 号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について  第 2 条第 1 項第 307 号及び附則中施行期日の該当部分  議第 57 号 山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について  議第 58 号 山形県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について</p>
商工労働 観 光	<p>議第 29 号 令和 8 年度山形県一般会計予算中  1 第 1 条第 1 表 歳入歳出予算中 歳出 第 2 款総務費第 2 項の一部、第 5 款労働費、第 6 款農林水産業費第 1 項の一部、第 7 款商工費ただし第 1 項の一部及び第 2 項の一部を除く、第 10 款教育費第 1 項の一部、第 7 項の一部及び第 8 項の一部  2 第 2 条第 2 表 債務負担行為中 山形県産業創造支援センター空調設備更新工事請負契約から置賜文化ホール舞台照明設備改修工事請負契約まで</p> <p>議第 34 号 令和 8 年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算  議第 35 号 令和 8 年度山形県土地取得事業特別会計予算  議第 54 号 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について  議第 55 号 山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例の制定について  議第 56 号 山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例の制定について</p>
建 設	<p>議第 29 号 令和 8 年度山形県一般会計予算中  1 第 1 条第 1 表 歳入歳出予算中 歳出 第 2 款総務費第 2 項の一部、第 7 款商工費第 1 項の一部、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費ただし第 1 項及び第 2 項の一部を除く  2 第 2 条第 2 表 債務負担行為中 山形県土地開発公社の融資に対する債務保証から県営住宅管理システム再構築及び運用管理・保守業務委託契約まで</p> <p>議第 39 号 令和 8 年度山形県港湾整備事業特別会計予算  議第 40 号 令和 8 年度山形県流域下水道事業会計予算  議第 41 号 令和 8 年度山形県電気事業会計予算  議第 42 号 令和 8 年度山形県工業用水道事業会計予算  議第 43 号 令和 8 年度山形県公営企業資産運用事業会計予算  議第 44 号 令和 8 年度山形県水道用水供給事業会計予算  議第 46 号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について  第 2 条第 1 項第 395 号、第 396 号及び附則中施行期日の該当部分  議第 59 号 山形県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  議第 60 号 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について  議第 63 号 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>

### 日 程 第 三 十 九 請 願

- 議長（田澤伸一議員） 次に、日程第三十九請願を議題に供します。  
本件についても、願意の内容審査のため所管の常任委員会に付託いたします。
- 議長（田澤伸一議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明十日から十五日までの六日間は委員会審査及び休日のため休会とし、十六日定刻本会議を開き、各常任委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 十一時 五分 散 会